

児 発 第 4 5 0 号  
昭和62年5月20日

[一部改正]昭和63年4月7日 児発第321号  
平成元年5月29日 児発第390号の3  
平成2年6月7日 児発第475号の5  
平成4年4月10日 児発第382号の7  
平成5年4月9日 児発第331号の7  
平成6年6月29日 児発第639号の4  
平成7年4月3日 児発第371号の7  
平成8年6月24日 児発第618号の7  
平成9年5月28日 児発第375号  
平成10年6月12日 児発第457号  
平成11年4月1日 児発第321号  
平成11年4月30日 児発第418号  
平成12年5月19日 児発第520号の2  
平成13年8月2日 雇児発第507号の2  
平成14年11月11日 雇児発第1111005号  
平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2  
平成16年7月16日 雇児発第0716004号  
平成17年6月1日 雇児発第0601005号  
平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2  
平成18年6月27日 雇児発第0627009号  
平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6  
平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5  
平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5  
平成22年5月18日 雇児発0518第5号  
平成23年6月17日 雇児発0617第17号  
平成24年4月5日 雇児発0405第5号  
平成25年5月24日 雇児発0524第2号  
平成26年6月2日 雇児発0602第2号  
平成27年12月11日 雇児発1211第6号  
平成28年6月20日 雇児発0620第18号  
令和2年3月6日 子発0306第4号

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

## 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和 55 年 10 月 1 日児発第 858 号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和 61 年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

## 施設機能強化推進費実施要綱

### 第1 目的

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

### 第2 一般事業

#### 1 事業の種類及び内容

##### (1) 種類

##### ① 社会復帰等自立促進事業

ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業

イ. 心身機能低下防止事業

ウ. 処遇困難事例研究事業

エ. 社会体験・就労体験事業

##### ② 専門機能強化事業

ア. 養育機能等強化事業

イ. 広域入所促進事業

##### ③ 総合防災対策強化事業

##### (2) 内容

別表のとおり

#### 2 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

#### 3 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準（以下「最低基準」

という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。

(2) 施設当たりの加算総額は入所施設にあっては、年額100万円以内（ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）とする。

なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

なお、里親及びファミリーホーム（1の(1)の①のエの事業のみが対象）については、1世帯あたりの実所要額が10万円未満の場合であっても国庫負担の対象とすること。

(4) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。

なお、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。

また、里親及びファミリーホームの認定額は5月初日の現員とする。

（ただし、ファミリーホームについては、事務費の月額保護単価を定員により算定している場合は現員ではなく定員とする。）

認定額＝施設機能強化推進費×その施設の5月初日の定員等  
加算分保護単価

(10円未満については、四捨五入)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価} = \\ \left( \quad \quad \quad \right) \end{array} \right] \quad \text{施設機能強化推進費} \div \text{その施設の5月初日の定員等}$$

#### 4 支出対象経費

・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金（総合防災対策強化事業に限る。）・委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

## 5 対象除外

デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。

## 第3 特別事業

### 1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）

#### (1) 事業の内容等

##### ア 対象児童

分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。

施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。

##### イ 対象施設等

分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）

(ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。

(エ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

##### ウ 対象児童の居住場所

指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

##### エ 訓練期間・対象人員

訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。

##### オ 事業の実施及び訓練の内容

分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。

- ・自活のための生活指導
- ・職業適性を高める指導
- ・社会参加のための準備指導
- ・学習指導
- ・余暇の活用指導

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、1 施設当たり年額 4,831,000 円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が 4 人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額＝分園型事業費加算分保護単価

(10 円未満については四捨五入)

×その施設の 5 月初日の定員

$$\left[ \begin{array}{l} \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ \text{(10 円未満については四捨五入)} \\ \hline = 1 \text{ 施設当たりの年額} \div \text{その施設の 5 月初日の定員} \end{array} \right]$$

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

- (ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。
- (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

#### エ 設 備

必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。

#### オ 事業の実施及び内容

対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。

#### (2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

#### ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

- (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,014,000円
- (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,007,000円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額＝家族療法事業費加算分保護単価×その施設の5月初日の定員

$$\left[ \begin{array}{l} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{＝1施設当たり年額} \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$$

### 3 施設入所児童家庭生活体験事業

#### (1) 事業の内容等

#### ア 対象児童

本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。

#### イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。

- ・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

#### ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

#### (2) 加算の方法等

本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

#### ア 事業の限度額

本事業の実施に関する経費は、次のとおりとする。

- ① 委託先が未委託里親家庭及びボランティア家庭（子育て支援員研修（社会的養護コース）受講者等がいる家庭）である場合

加算額＝151,800 円×その施設の年間対象者数

- ② 委託先が①以外の家庭である場合

加算額＝105,600 円×その施設の年間対象者数

イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする

ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とする

#### 4 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費） ・役務費（通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。） ・旅費（交通費） ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

#### 第 4 報告等

- 1 本事業の経理は、平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行うものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- 2 本事業を実施した施設は、翌年度 4 月末日までに別紙様式 1 を参考とし

た事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

- 3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。
- 4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

別表

## 施設機能強化推進費事業内容

|         | 社会復帰等自立促進事業                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                      |                                                                                                                  |                                                                                                             | 専門機能強化事業                                                                                                                               |                                                                              | 総合防災対策強化事業                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業                                                                                                                                                                                                                                        | 心身機能低下防止事業                                                                                                           | 処遇困難事例研究事業                                                                                                       | 社会体験・就労体験事業                                                                                                 | 養育機能等強化事業                                                                                                                              | 広域入所促進事業                                                                     |                                                                                                                                              |
| 事業内容    | <p>ア 施設を退所し、社会復帰した者(児)を施設に招き、入所児(者)との交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所児(者)の社会復帰への自立意欲の向上を図る。</p> <p>イ 入所児童のうち、家庭に問題がある等のケースについてその保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図る。</p> <p>ウ 施設を退所した者のうち、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。</p> | 地域の児童、学生グループ、老人クラブ等を定期的に施設に招き、入所児(者)との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所児(者)の1日親子対話等、交流の機会を設けることにより、入所児(者)の孤独感の解消、心身機能の低下防止等を図る。 | 在宅の障害児(者)等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する児童の養育経験者等を施設に招き、近隣の施設の指導者、保育士等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。 | 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親委託児童のうち、中学生以上の児童に対して、社会体験や就労体験、職場体験学習等を実施することにより、退所後の自立の促進を図る。 | 家庭において、非行等の問題行動を有する児童を抱えている家族、または夫の暴力の問題等を抱えている母子世帯及び女性に対し養育や問題解決方法等についての相談にのり、指導することを通じて、家庭で行っている様々な養育の方法や夫の母子等に対する暴力等の実態を把握し、知識を深める。 | 母子生活支援施設において、夫の暴力等のため、住所地から避難する母子世帯等が利用するための寝具、調理器具等を準備することにより広域入所の円滑な実施を図る。 | 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。                                                                  |
| 実施方法(例) | <p>ア ①施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。</p> <p>②入所児童の一般工場、事業所等への見学あるいは、事業主等への施設紹介などを実施する。</p> <p>イ 保護者を招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行う。</p> <p>ウ 施設内に空き居室など施設退所者を受け入れられるスペースがある場合に、施設退所者を一定期間住まわせ、必要に応じて、関係機関との連携や生活指導、就職指導等を行い、社会的自立の促進を図る。</p>                         | 部外者招へいによる入所児(者)との座談会、レクリエーション、1日親子等を実施する。                                                                            | <p>① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。</p> <p>② 職員を県内又は県外の施設で実施研修させる。</p>                                            | 加算を受ける施設等が、社会体験、就労体験等を行う児童の受入先を確保し、施設長等が当該事業を実施することが適当と認める中学生以上の児童に対し実施する。                                  | パンフレット、スライド、ビデオ等により養育方法等を助言、指導する。                                                                                                      | 寝具、調理器具、日用品等の整備を図る経費を助成する。                                                   | <p>① 現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。</p> <p>② 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>③ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> |
| 加算単価    | (ア+イ) 30 万円以内<br>(ウ) 30 万円以内                                                                                                                                                                                                                              | 30 万円以内                                                                                                              | 30 万円以内                                                                                                          | 10 万円以内                                                                                                     | 15 万円以内                                                                                                                                | 45 万円以内                                                                      | 45 万円以内                                                                                                                                      |

別紙様式 1

施設機能強化推進費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所児（者）の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

(1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

| 事業の種類       | 事業名    | 事業内容 |    | 支出予定（済）額 |                        |    |      |
|-------------|--------|------|----|----------|------------------------|----|------|
|             |        | 実施時期 | 内容 | 総事業費     | 科目                     | 金額 | 積算内訳 |
| 社会復帰等自立促進事業 | 〇〇〇〇事業 |      |    | 円        | 印刷製本費<br>旅 費<br>・<br>・ | 円  |      |
| 専門機能強化事業    | 〇〇〇〇事業 |      |    |          | 光 熱 水 費<br>消 耗 品 費     |    |      |
| 総合防災対策強化事業  |        |      |    |          | 賃 金 費<br>委 託 費         |    |      |
| 合 計         | 事業     | —    | —  |          | —                      | —  | —    |

(記入上の注意)

広域入所促進事業の実績報告については、「内容」の欄に広域入所世帯数（実数）も記入（実績報告時のみ）すること。

別紙様式 2

番  
令和 年 月 日 号

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の  
第 3 の 1 の (1) のイに基づき報告する。

1. 令和 年度分園型自活訓練事業実施施設指定状況

| 所管児童養護施設数 | 分園型自活訓練事業実施  |              |
|-----------|--------------|--------------|
|           | 施設申請施設数(注 1) | うち指定施設数(注 2) |
|           |              |              |

(注 1)都道府県市に申請があった施設の数を入力すること  
(注 2)都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の数を入力すること。

2. 令和 年度分園型自活訓練事業指定施設一覧.....別紙

別紙

令和 年度 分園型自活訓練事業指定施設一覧

(都道府県市名： )

| 番号 | 指定施設名 | 経営主体 | 分園型自活訓練事業<br>事業開始年月日 |
|----|-------|------|----------------------|
|    |       |      |                      |

別紙様式 3

番  
令和 年 月 日 号

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業の実施状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の  
第 4 の 4 に基づき報告する。

1. 令和 年度分園型自活訓練事業実施施設指定状況

| 所管児童養護施設数 | うち指定施設数(注) |
|-----------|------------|
|           |            |

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の  
数を記入すること。

2. 令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書……………別紙

別紙

令和      年度    児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書

令和      年      月      日  
都道府県市名

1. 本体施設の状況

|      |  |      |   |            |    |
|------|--|------|---|------------|----|
| 施設名  |  | 所在地  | 〒 | 定員（暫定定員）   | 現員 |
| 設置主体 |  | 経営主体 |   | 人（      人） | 人  |

2. 分園施設の状況

|     |                                               |      |       |    |              |                     |        |
|-----|-----------------------------------------------|------|-------|----|--------------|---------------------|--------|
| 所在地 | 住居区分（○印を記載）                                   | 所有状況 | 建物の構造 | 面積 | 建物全体<br>利用面積 | m <sup>2</sup>      | 現員（平均） |
| 〒   | 一戸建て・職員宿舎・アパート<br>その他[                      ] |      |       |    | 子どもの居室面積     | m <sup>2</sup><br>室 | 人      |

3. 自活訓練を行った子どもの状況（対象となった子ども全てについて記載すること。）

| NO. | 年齢 | 性別 | 訓練期間      | 措置解除年月日         | 就職先等 | 生活の場 | 備考 |
|-----|----|----|-----------|-----------------|------|------|----|
| 1   |    |    | 月～      月 | 年      月      日 |      |      |    |
| 2   |    |    |           |                 |      |      |    |
| 3   |    |    |           |                 |      |      |    |
| 4   |    |    |           |                 |      |      |    |
| 5   |    |    |           |                 |      |      |    |
| 6   |    |    |           |                 |      |      |    |
| 7   |    |    |           |                 |      |      |    |

〈担当職員の状況〉

| NO. | 年齢 | 性別 | 配置状況（○印を記載） |       | 職種 |
|-----|----|----|-------------|-------|----|
| 1   |    |    | 常勤・非常勤      | 専任・兼任 |    |
| 2   |    |    | 常勤・非常勤      | 専任・兼任 |    |
| 3   |    |    | 常勤・非常勤      | 専任・兼任 |    |
| 4   |    |    | 常勤・非常勤      | 専任・兼任 |    |

〈記載上の注意〉

1. 本体施設の「定員」「現員」は年度当初の状況を記載すること。
2. 分園施設の「現員（平均）」は当該年度の各月初日の在籍児童数の合計を平均した児童数を記入すること。
3. 「生活の場」には、退所後の居住状況を記載すること。（例：自宅、社員寮、アパート等）
4. 措置を継続している子どもについては「就職先等」の欄に年度末現在の状況を記入すること。（例：高校2年在学中）

別紙様式 4

番  
令和 年 月 日 号

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

令和 年度家族療法事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の  
第 3 の 2 の (1) のウに基づき報告する。

1. 令和 年度家族療法事業実施施設指定状況

| 施設種別               | 所 管 施<br>設 数 | 家族療法事業実施施設 |              |
|--------------------|--------------|------------|--------------|
|                    |              | 申請施設数(注 1) | うち指定施設数(注 2) |
| 乳 児 院              |              |            |              |
| 児童養護施設             |              |            |              |
| 児 童 心 理<br>治 療 施 設 |              |            |              |
| 児 童 自 立<br>支 援 施 設 |              |            |              |

(注 1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること  
(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の数を入力すること。

2. 令和 年度家族療法事業指定施設一覧……………別紙

別紙

## 令和 年度 家族療法事業指定施設一覧

(都道府県市名： )

| 番号 | 施設種別 | 指定施設名 | 経営主体 | 家族療法事業<br>事業開始年月日 |
|----|------|-------|------|-------------------|
|    |      |       |      |                   |

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県

指 定 都 市 民生主管部（局）長

児童相談所設置市

令和      年度家族療法事業の実施状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 4 の 4 に基づき報告する。

1. 令和      年度家族療法事業実施施設指定状況

| 施設種別               | 所管施設数 | うち指定施設数<br>(注) |
|--------------------|-------|----------------|
| 乳 児 院              |       |                |
| 児 童 養 護 施 設        |       |                |
| 児 童 心 理<br>治 療 施 設 |       |                |
| 児 童 自 立<br>支 援 施 設 |       |                |

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の  
数を記入すること。

2. 令和      年度家族療法事業施設別実施報告書……………別紙

別紙

令和 年度 家族療法事業実施報告書

令和 年 月 日  
都道府県市名

1. 本体施設の状況

|               |               |           |           |  |
|---------------|---------------|-----------|-----------|--|
| 施設名           |               | 所在地       | 〒         |  |
| 設置主体          |               | 経営主体      |           |  |
| 定 員（暫定定員）     |               | 現 員       |           |  |
| 入所部門<br>人（ 人） | 通所部門<br>人（ 人） | 入所部門<br>人 | 通所部門<br>人 |  |

注）「定員（暫定定員）」「現員」は年度当初の状況を記入すること。

2. 家族療法実施状況

|                    | 件 数   | 月 平 均 |
|--------------------|-------|-------|
| (ア)実施者数（実数）        | 計 家 族 | 計 家 族 |
| （入 所 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| （通 所 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| （在 宅 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| (イ)実施延べ件数          | 計 家 族 | 計 家 族 |
| （入 所 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| （通 所 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| （在 宅 児 童）          | 家 族   | 家 族   |
| (ウ) 1 家族に対する回数(平均) | 計 回   | 計 回   |
| （入 所 児 童）          | 回     | 回     |
| （通 所 児 童）          | 回     | 回     |
| （在 宅 児 童）          | 回     | 回     |

注）（ウ）の値は（イ）÷（ア）となる。

3. 事業実施の設備

| 室の名称  | 室 数 | 面 積            | 家族療法<br>専 用 | 他 と の<br>兼 用 | 今 後 の<br>整備予定 |
|-------|-----|----------------|-------------|--------------|---------------|
| 親子相談室 | 室   | m <sup>2</sup> | 室           | 室            |               |
| 心理治療室 | 室   | m <sup>2</sup> | 室           | 室            |               |
| 宿泊治療室 | 室   | m <sup>2</sup> | 室           | 室            |               |

4. 宿泊指導の有無及び回数 有 ・ 無 回